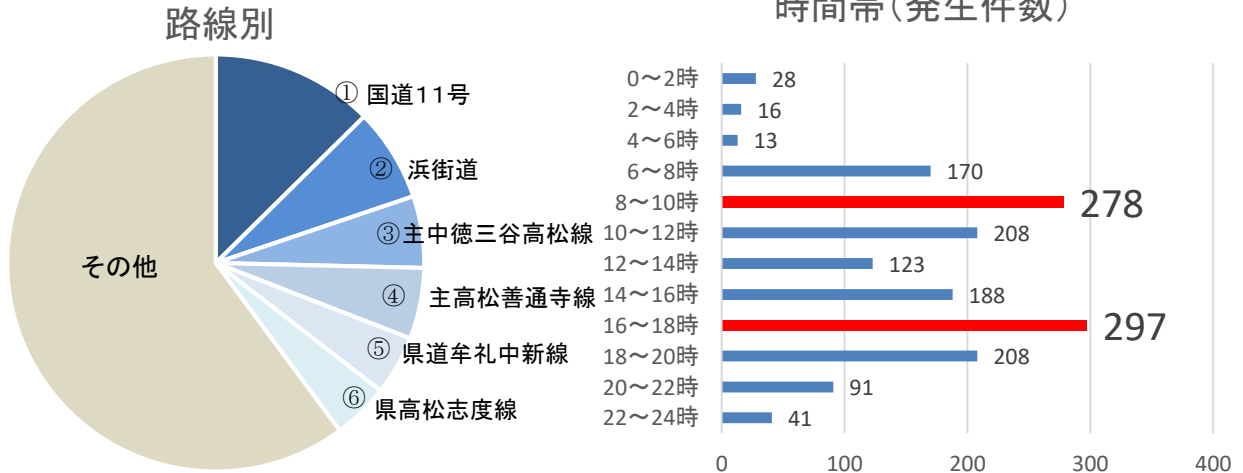


# 速度取締り指針

令和8年

## 高松北警察署管内の交通事故の状況

<過去3年間(R5~R7)の交通事故発生状況>



番号	路線	事故多発時間帯	死亡	重傷	傷人
①	国道11号	8時~10時、16時~18時、18時~20時	0	26	285
②	浜街道	8時~10時、10時~12時、16時~18時	1	10	155
③	主中徳三谷高松線	8時~10時、16時~18時	0	4	124
④	主高松善通寺線	14時~16時、16時~18時	0	11	112
⑤	県牟礼中新線	8時~10時、16時~18時	0	12	96
⑥	県高松志度線	8時~10時、16時~18時	0	3	96

## 速度取締りを重点的に行う路線

番号	路線	事故多発時間帯	区間	規制速度
①	※国道11号	8時~10時、16時~18時、18時~20時	中野町~牟礼町	50・60キロ
②	※浜街道	8時~10時、10時~12時、16時~18時	亀水町~屋島西町	40~60キロ
③	※主中徳三谷高松線	8時~10時、16時~18時	木太町~中新町	40・50キロ
④	※主高松善通寺線	14時~16時、16時~18時	中新町~鬼無町	40・50キロ
⑤	※県牟礼中新線	8時~10時、16時~18時	多賀町~高松町	40・50キロ
⑥	※県高松志度線	8時~10時、16時~18時	木太町~牟礼町	50キロ

○北署管内は、取締り場所の確保が難しいため可搬式速度違反自動取締装置を重点的に活用します。

(※は、可搬式速度違反自動取締装置での取締り重点路線を表します。)

○重点路線以外の通学路や生活道路、住民の皆様のご要望などに応じて柔軟に速度取締りを実施します。

# 高松北警察署速度取締り重点路線及び交通事故発生状況マップ

【令和5年～令和7年の交通事故(死亡・重傷)発生状況】



凡例

● …速度取締りを重点的に行う路線

× …死亡事故

多 ■ 少 …重傷事故



○重点路線等以外における速度取締り

- ・ 令和8年9月1日から中央線が無く幅員の狭い、いわゆる生活道路の法定速度が30キロに引き下げられます。可搬式速度違反自動取締装置等を積極的に活用し、実勢速度の低下に繋げ交通事故抑止に努めます。

○速度取締り以外の取締り及び警戒活動

- ・ 管内全域において、各種交通取締り(ながら運転・交差点関連違反・シートベルト等)や白バイ・覆面パトカーによる流動取締り、車載マイク等を活用した声掛け、軽微違反者への積極的な職務質問をおこない、道路における緊張感の保持に努めます。
- ・ 管内では自転車の違反が原因となる交通事故が多く発生しており、更に令和8年4月1日から自転車に対する交通反則通告制度が開始されることから一層指導取締りを強化します。

○悪質性・危険性の高い交通違反等への取組の成果

- ・ 総合的な繁華街対策の一環として、深夜から早朝にかけて飲酒運転を57件検挙しました。
- ・ 令和7年中、迷惑性の高い暴走族に対する取締りを強化し、違反検挙10件、車両を5台押収しました。